

1  
2 (4) これらの取組と新しい医療計画との関係

3  
4 ○ 医療計画の見直しに際し、3(1)に記載したとおり、母子医療(周産期  
5 医療及び小児医療)、救急医療、災害医療、へき地医療など主要な事業ごと  
6 に、地域における医療連携体制を構築して医療計画に位置付け、また、住民  
7 の視点に立った分かりやすい指標による数値目標を導入し、評価可能な計画  
8 としていく方向を示している。そして、計画の策定から実行、政策評価、次  
9 期計画の見直しという考え方を、医療計画に盛り込むこととしている。

10 こうした新しい医療計画に位置付けることにより、各地域において、これ  
11 らの対策がどのような体制を目指しているのか、また、どれだけ進捗してい  
12 るか等の評価が可能となるものである。